The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	天水放馬灘秦簡『日書』乙種「入八月四日己丑旦心」をめぐる一考察
Author(s)	末永，高康
Citation	中国研究集刊. 2018, 64, p. 1-12
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/72903
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊 珍号（第64号）平成30年6月　1 － 12頁

天水放馬灘秦簡『日書』乙種「入八月四日己丑旦心」をめぐる一考察

末 永 高 康

天水放馬灘秦簡『日書』乙種に次の一条が見えている(注1)。

入八月四日己丑(注2)旦心。（簡55貳）

この一条は前後との脈絡を抜きにして唐突に記されているものであるが、睡虎地秦簡『日書』に見える次の記録の八月の部分が残されたものと考えられる。

入正月二旬一日心。
入二月旬九日直心。
入三月旬七日直心。
入四月旬五日心。
入五月旬二日心。
入六月旬心。
入七月八日心。
入八月五日心。
入九月三日心。
入十月朔日心。
入十一月二旬六日心。
入十二月二旬四日心。（甲種83背肆／84反肆～94背貳／73反貳、乙種95貳～106貳同文(注3)）

これは二十八宿を日ごとに対応させたテーブルにおいて、心宿が各月の何日に直（あた）るものであるのかを示したものである。二月、三月をのぞいて「心」字の前に「直」の字は見えていないが、これは単に省略されたものであろう。となると、まず疑われるのは、放馬灘『日書』の「旦」字が「直」字の誤りである可能性である。報告書の写真では模糊として「旦」字であるとも「直」字

であるとも判断しかねるが、赤外線写真に基づいて作成されたと思われる最新の釈文(注4)においても「旦」字に隷定されているから、この竹簡上の文字は「旦」に作っているのであろう。ただ、この心宿の配当日を示す一条において「旦」という一日における時間帯を示す要素は不要であるから、「直」字の誤記である可能性が高いと思う。

放馬灘『日書』の記載で注目されるのはここに日の干支が入っていることである。『日書』は特定の一年の記録ではなく、どの年にでも使える択日術のマニュアルのような性格のものであるから、この日の干支を書き記す必要は全くない——言うまでもなく八月四日の干支は常に己丑であるとは限らない——。にもかかわらずこれが書き入れられているのは、この『日書』の書写者か、その藍本の作者が当時のこの日の干支を何等かの理由があって書き入れたものと思われる（その理由は不明である）。八月四日が己丑となるのは秦始皇帝の代では秦始皇三十年（－217）しかないから(注5)、このことは、この『日書』の書写年代がこの年を遡らないことを示している。放馬灘秦簡の書写年代については海老根量介氏がその用字法の検討を通じて、秦の天下統一以後、漢代以前であるとの見解を示されているが(注6)、この一条に記された干支が正確なものであるならば、これは海老根説の傍証となろうし、その作成年代をより絞り込むものとなる。

この干支の信頼性の問題とも関係してくるが、この放馬灘『日書』の記載でさらに注目されるのは、この八月の心宿の配当日が睡虎地『日書』のそれと一日ずれていることである。ここで考えてみたいのはこのずれをめぐる問題についてである。

※　※　※　※　※

表1

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
正月	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	
二月	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	
三月	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	
四月	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參
五月	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	
六月	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	
七月	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫
八月	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	
九月	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	
十月	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕
十一月	斗	牛	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	
十二月	女	虛	危	室	壁	奎	婁	胃	昴	畢	觜	參	井	鬼	柳	星	張	翼	軫	角	亢	氐	房	心	尾	箕	斗	牛	女	虛	危

まず、工藤元男氏によって復元された睡虎地『日書』における二十八宿の各日への配当を表１に示しておく。スペースの関係で、各月の日付を示す数字の十の位は省略してある。当時の暦においてひと月が31日となることはありえないが、次の月の一日の二十八宿と接続させるために31日を入れてある。この表１の各月の一日に配当された星宿は、睡虎地『日書』甲本「除」（１壹～13壹）のテーブルで各月の下に記された星宿と一致しており、それはまた『呂氏春秋』十二紀の各月の冒頭に記される星宿と基本的に一致している。「婺女」を「須女」と記す等の単なる表記上の違いを除けば、十二紀と配当される星宿が実質的に異なるのは七月（孟秋）、九月（季秋）、十月（孟冬）だけである。この種の二十八宿を各月または各月の一日に配当するものは、伝世文献、出土文献にしばしば見えており、それをまとめたものが表２である（表中の数字は営室を１とした場合の二十八宿の順を示す）。その配当はだいたい一致しているものの、それぞれ互いに微妙にずれている。現在知られている資料では、①十二紀の系統、②睡虎地『日書』の系統、③北大簡『揣輿』の系統、④『淮南子』天文篇の系統の四種が確認できる(注7)。

ここに配当される二十八宿は十二紀で「〇〇之月、日在××」と記されるように、もともとは各月の初頭に太陽の位置する星宿を指していたはずである。太陰太陽暦においては、各月の朔日において太陽と月は位置を同じくするから、これはまた月朔に月の位置する星宿を意味することになる。月は約28日周期で

表２

系統	①		②					③	④
	呂氏春秋 十二紀	礼記 月令	睡虎地 日書·甲 除	汝陰侯 二十八宿 占盤	周家台 日書	放馬灘 日書·乙	北大簡 雨書	北大簡 揣輿 朔星	淮南子 天文 星
正月	営室1	営室1	営室1	営室1	営室1	営室1	営室1	営室1	営室1
二月	奎3	奎3	奎3	奎3	奎3	奎3	奎3	奎3	奎3·婁4
三月	胃5	胃5	胃5	胃5	胃5	胃5	胃5	胃5	胃5
四月	畢7	畢7	畢7	畢7	畢7	畢7	畢7	觜觿8	畢7
五月	東井10	東井10	東井10	東井10	東井10	東井10	東井10	東井10	東井10
六月	柳12	柳12	柳12	柳12	柳12	柳12	柳12	柳12	張14
七月	翼15	翼15	張14	張14	張14	張14	張14	翼15	翼15
八月	角17	角17	角17	角17	角17	角17	角17	角17	亢18
九月	房20	房20	氐19	氐19	氐19	氐19	氐19	氐19	房20
十月	尾22	尾22	心21	心21	心21	心21	心21	尾22	尾22
十一月	斗24	斗24	斗24	斗24	斗24	斗24	斗24	斗24	牽牛25
十二月	婺女26	婺女26	婺女26	婺女26	婺女26	婺女26	婺女26	婺女26	虚27

天球上を一周するから、表１が理念的に示しているのはそれぞれの日に月の位置する星宿である。ただ、実際には表１に示されたような形で月が天球上を移動するわけではないから(注8)、これはあくまで択日術におけるテーブルに過ぎず、月や太陽の実際の位置と星宿との対応という天文学的な意味合いはほとんど失われている。とはいえ、その各月の一日の星宿が時令のそれと基本的に一致していることは、この術がなおその天文学的な意味合いから完全には切り離されていないことを示している。となると、問題となるのは各種資料間における各月への星宿の配当のずれである。

数百年単位の長いスパンで考えれば、歳差の影響により各月の太陽の位置と星宿との対応は変化することになるが、この春分点の移動による影響においてはその星宿との対応全体が等しく動くことになるから表２に見えるような各系統の違いを説明できないし、そもそもこの時期の古代中国のひとびとはいまだ歳差の存在に気づいていない。この違いが生じた理由としてまず考えられるのは、王勝利「睡虎地《日書》“除”篇、“官”篇月星関係考」（『中国歴史文物』2004年第５期）が推測するように二十八宿の各宿に与えられた距離度（星分度）の系統の違いであろう(注9)。表３

表３

系統	石氏系統			甘氏系統		
	淮南子	漢書	開元占経	開元占経	汝陰侯	放馬灘
	天文	律暦志	石氏星経	劉向	二十八宿	日書･乙
	星分度			洪範伝	占盤	
営室1	16	16	16	20	20	20
東壁2	9	9	9	15	15	13
奎3	16	16	16	12	11	15
婁4	12	12	12	15	15	13
胃5	14	14	14	11	11	14or13
昴6	11	11	11	15	15	15
畢7	16	16	16	15	15	15
觜嶲8	2	2	2	6	6	6
参9	9	9	9	9	9	9
東井10	33	33	33	29	29	29
輿鬼11	4	4	4	5	5	5
柳12	15	15	15	18	18	?
七星13	7	7	7	13	13	13
張14	18	18	18	13	13	?
翼15	18	18	18	13	13	13
軫16	17	17	17	16	16	15
角17	12	12	12	12	12	12
亢18	9	9	9	9	11	12
氐19	15	15	15	17	17	17
房20	5	5	5	7	7	7
心21	5	5	5	12	11	10or12
尾22	18	18	18	9	9	9
箕23	11.25	11	11	10	10	10
斗24	26	26	26.25	22	22	23or22
牽牛25	8	8	8	9	9	?
婺女26	12	12	12	10	10	?
虚27	10	10	10	14	14	14
危28	17	17	17	9	9	9

は各種の資料に見える星分度をまとめたものである(注10)。資料によって若干のばらつきがあるものの、明らかに二系統に分かれており、通常、表の左側の系統が石氏のもの、右側の系統が甘氏のものとされている。表４は王氏論文に見える「表八、用古度推算出的十二箇月的日躔位置」を転載したものであるが、十一月冬至を牽牛初度（「牛１」：表４、５における数字は度数を示す）に当て、『開元占経』に残された甘氏系統の「古度」にもとづいた場合の、各月の節気、中気における太陽の位置を示したものである(注11)。この各月の節気（表では「初」とある方）の星宿が、八月を除いて睡虎地『日書』系統の配当と一致することから、王氏はこれが甘氏系統の星分度によるものであると推測している。八月における不一致についての王氏の説明は後に触れるとして、この王氏の推測は妥当なものと思われる。

表４

	初		中	
正月	立春	室５	驚蟄	室20
二月	雨水	奎１	春分	婁４
三月	穀雨	胃４	清明	昴８
四月	立夏	畢８	小満	参３
五月	芒種	井９	夏至	井24
六月	小暑	柳５	大書	星３
七月	立秋	張５	処暑	翼７
八月	白露	軫９	秋分	角８
九月	寒露	氐４	霜降	房１
十月	立冬	心９	小雪	箕３
十一月	大雪	斗８	冬至	牛１
十二月	小寒	女７	大寒	虚12

表５

	初		中	
正月	立春	危７	驚蟄	室５
二月	雨水	壁５	春分	奎11
三月	穀雨	婁10	清明	胃13
四月	立夏	畢９	小満	参１
五月	芒種	井７	夏至	井22
六月	小暑	鬼１	大書	星１
七月	立秋	張９	処暑	翼６
八月	白露	軫３	秋分	角１
九月	寒露	亢５	霜降	氐11
十月	立冬	尾１	小雪	尾16
十一月	大雪	斗３	冬至	斗18
十二月	小寒	牛６	大寒	虚１

表５は王氏がかかげる「表六、《漢書・律暦志》十二星次距度表」を利用して、八月秋分を角宿初度（「角１」）に当て、律暦志に見える石氏系統の星分度にもとづいた場合の、各月の節気、中気における太陽の位置を示したものである。ここで角宿から数え始めるのは、星分度や各月への二十八宿の配当を示す文献においては、通常、角宿から記述が始められているからである。この場合の「中」の星宿は北大簡『揖輿』系統の配当とほぼ一致する。四月、六月、十二月のところでそれぞれ「参１」「七星１」「虚１」にずれ込んでいるが、それぞれ一度を減ずれば「觜觿２」「柳15」「婺女12」となるから誤差の範囲と言えよう(注12)。王氏流に考えればこれは石氏系統の星分度によるものであるといえる。

これで睡虎地『日書』系統の配当と北大簡『揖輿』系統の配当との違いは、両者が前提とする星分度の系統の違いから生じたものとして理解することが一

応、可能となるのであるが、問題は、十二紀の系統の配当と『淮南子』天文篇の系統の配当が、この星分度の二系統から導かれないことである。これらの配当では九月に房宿、十月に尾宿が配当されているが、両者の間にある心宿を加えた、房、心、尾三宿の星分度は石氏系統で考えても甘氏系統で考えてもあわせて28度を超えない。よって、九月初頭に太陽が房宿のところにあったとすると、翌月の十月初頭には太陽は尾宿を超えて箕宿にあることになる。この二つの星分度の系統にもとづく限り、どこを起点にして考えようとも、十二紀の系統と『淮南子』天文篇の系統の配当を導くことはできないのである。

特に奇妙なのは『淮南子』天文篇の配当で、石氏・甘氏どちらの星分度をとっても、どこを起点にして考えようとも、これが各月初頭に太陽の位置する星宿を意味すると考えると、かならず10以上の度数差をもってその月からはずれてしまう星宿がでてくる。そこで王引之などは、これを各月初頭に太陽の位置する星宿を示したものではなく、各月に配当された星宿を示すとして、天文篇の文章を次のように改めてしまう(注13)。

> 正月建營室・〔東壁〕、二月建奎・婁、三月建胃・〔昴〕、四月建畢・〔觜嶲・參〕、五月建東井・〔輿鬼〕、六月建〔柳・七星〕・張、七月建翼・〔軫〕、八月建〔角〕・亢・〔氐〕、九月建房・〔心〕、十月建尾・〔箕〕、十一月建〔斗〕・牽牛、十二月建〔須女〕・虛・〔危〕。

〔　〕で括ったものが王引之の補った部分である。王引之は二月の部分で「奎・婁」の二宿が記されていることを根拠に、他の月においても本来二、三の星宿が記されていたと考えるわけであるが、これはあまりに大胆な改訂といえよう。二十八宿すべてが十二か月に配当されている文章から、二、三の星宿の配当が抜け落ちるという誤記のパターンは十分に考え得るが、その同じ文章から半数以上の星宿が抜け落ちて、わずかに二月の部分にのみ二つの星宿が残されるという誤記の可能性はほとんど考えられない。放馬灘『日書』に記された星分度で同じ星宿について複数の星分度が当てられているものがあることを考えるならば、『淮南子』天文篇が背景とする星分度の系統においても複数の星分度が当てられた星宿があって、そのいずれの値をとるかによって二月初頭に太陽の位置する星宿にずれが生じたものと解釈する方がまだ妥当であるようにも思える。

ここで、十二紀や天文篇における配当が何らかの星分度の系統の違いによっ

て導かれたと考えるとして、十二紀の場合は石氏や甘氏の星分度のいくつかを若干変更することによって、その配当を導くことができるのに対し、天文篇の場合は石氏や甘氏の星分度を大きく変更しなければその配当を導くことができない。だが、二十八宿の各宿を構成する主要な星に変化がないとするならば、各宿の星分度の変更可能な範囲にはおのずから限界があるはずである。天文篇の配当の場合、この限界の範囲内でこの配当を満足する星分度の体系が得られるか否か、論者にはよくわからないのである。その配当を眺めていると、各月の節気における太陽の位置を示す星宿の情報と、中気における太陽の位置を示す星宿の情報が雑揉されてしまったものが天文篇の配当であるようにも感じられるのであるが、このような無理を犯さないと解釈できないということは、これが何らかの星分度の体系から導かれたとする前提そのものが誤っている可能性を示唆しているように思う。そこで、すこし方向を転じて各月への星宿の配当について考えてみたい。

※　※　※　※　※

さて、この十二か月への星宿の配当とよく似たものとして、太歳紀年法における歳星（木星）の位置と星宿の対応が知られている。表６は王氏論文に示された「表二、《淮南子・天文訓》的太陰紀年法」を転載したものである。この表に見える「歳星晨出月」を通じて、この対応はまた十二か月への星宿の配当を示すことになるのだが、この場合は非常に整然とした形でこの配当がおこなわれていて、各季節の孟、仲、季の季の月（三月、六月、九月、十二月）のみ三つの星宿が配され、他月には二つの星宿が配されるという形になっている。この配当の規則性は、これを式盤や術数類の資料に記された二十八宿と方位の関係を示した図と対照することによってより明確になる。図１に示したのは汝陰侯墓出土のいわゆる「六壬式盤」の模式図

表６

歳名	太陰所在辰	歳星晨出月	歳星所在星宿
摂提格	寅	十一月	斗、午
単閼	卯	十二月	女、虚、危
執徐	辰	正月	室、壁
大荒落	巳	二月	奎、婁
敦牂	午	三月	胃、昴、畢
協洽	未	四月	觜、参
涒灘	申	五月	井、鬼
作鄂	酉	六月	柳、星、張
閹茂	戌	七月	翼、軫
大淵献	亥	八月	角、亢
困敦	子	九月	氐、房、心
赤奮若	丑	十月	尾、箕

であるが(注14)、方形の地盤で各四辺（四方）に配当された七つの星宿の内、中央の三宿がまとめられる形で配当されているのが表６の配当である。もちろん、実際の木星の動きはこんなにきれいな形で星宿との対応を示すわけではない(注15)。よって、この配当は木星の位置という天文学的な意味を背景にしつつも、択日術用に整理された配当と言えるであろう。

図１

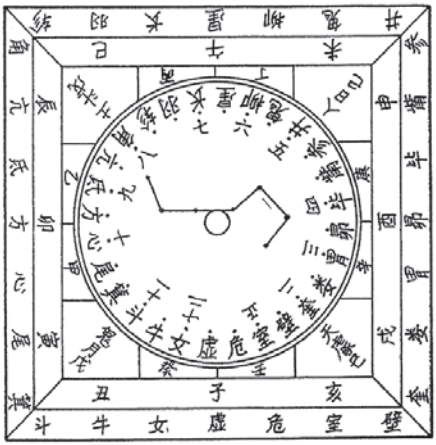

この整然とした配当を念頭に置くと、睡虎地『日書』の系統の各月への配当の不均一な部分が目に付くようになる。表１では夏、秋、冬の最初の孟の月（四月、七月、十月）が31日計算になっているのに対し、春の正月だけがそうなっておらず、かわりに十二月が31日計算となっている。これを各月への星宿の配当に言い換えれば、夏、秋、冬の最初の孟の月には三つの星宿が配当されているのに対し、春の正月だけがそうなっていないということである。これに対し、北大簡『揕輿』の系統では、歳星の位置との対応と同じく、きれいに各季節の孟、仲、季の季の月にのみ三つの星宿が配されるという形になっている。

先に、睡虎地『日書』の系統の配当において八月の角宿だけが甘氏系統の星分度と合わないことを記したが、このことについて王氏は、表４（王氏の表八）で春、夏、冬の仲の月（二月、五月、十一月）の「初」に当たる星宿が、それぞれ西方、南方、北方に配当される最初の星宿であるのに対して（図１参照、星宿については反時計回りでその遷移を考える）、秋の仲の月（八月）の「初」に当たる星宿だけが、東方に配当される最初の星宿（角宿）ではなくなってしまうので、これを他に合わせたものと考えられている。この王氏の理解はおそらく正しいと思われる。ならば、ここで八月に角宿が配当された段階で、この配当においては、月初の太陽の位置を示すという天文学的な意味から乖離して、択日術的な整合性の方が優先されたことになる。この択日術的な整合性をさら

に追求する方向で、各月への星宿の配当を、歳星の位置との対応と同じ形できれいに整えれば、北大簡『揕輿』の系統が自然に導かれる。先に、王氏の論にしたがう形で、『揕輿』の系統の配当が石氏系統の星分度を背景とするものと記したが、そのような天文学的な意味から導かれたものではなく、単に択日術的な整合性を追求して、星宿の配当をきれいに整えただけのようにも見える。さらに想像をたくましくするならば、いわゆる石氏系統の星分度とは、この択日術的な整合性と適合する形で調整された星分度の体系のようにも思われてくるのである。

資料の欠如から、『揕輿』系統の配当が、石氏系統の星分度から導かれたものであるのか、択日術的な整合性の追求から導かれたものであるのかを確定することはできない。が、それは措くとして、天文学的な意味を離れて択日術的な整合性のみを追求するのであれば、なにも『揕輿』系統の配当だけがその唯一の解答であるわけではない。正月立春の営室から星宿を数えて、各季節の最初の孟の月のみ三つの星宿を当てるような配当もその候補となり得よう。もし、そのような配当があったとすれば、次のような形となる。

正月、営室、東壁、奎
二月、婁、胃
三月、昴、畢
四月、觜嶲、参、東井
五月、輿鬼、柳
六月、七星、張
七月、翼、軫、角
八月、亢、氐
九月、房、心
十月、尾、箕、斗
十一月、牽牛、婺女
十二月、虚、危

この配当の七月以後は『淮南子』天文篇のそれに一致し、二月も婁宿の方を選択すれば、正月の配当も天文篇のそれに一致する。天文篇の配当の存在は、このような形の配当が存在していたことを暗示してはいないだろうか。そしてなにより本論冒頭に示した放馬灘『日書』の「入八月四日己丑旦心」の一条の存

在である。これにしたがえば八月初日に配当される星宿は亢宿となる。この一条こそがまさにこのような配当が存在していたことを示しているように思われるのであるが、いかがであろうか。

十二紀系統の配当がどのように求められたのかはっきりしたことはわからないが、おそらく何らかの実測によって各月初頭に太陽の位置する星宿が求められたのであろう。その観測において星分度の体系がどこまで明確に意識されていたのかわからない。この星分度の体系が意識され、石氏系統の星分度によって、各月初頭に太陽の位置する星宿を求めたものの、択日術の要求する規則性にしたがって八月への配当を角宿に改めたのが睡虎地『日書』系統の配当。その択日術的整合性をさらに追及して、これを歳星の位置との対応と同じ形にしたのが、北大簡『揵輿』系統の配当。同じく択日術的整合性を追求しながらも、こんどは四時の最初の孟の月に三つの星宿を配当したのが、放馬灘『日書』の一条に残された配当。その配当を基礎としながら新たな配当を導いたのが『淮南子』天文篇の配当であるように思える。

もちろん、この一条における「八月四日」が単に「八月五日」の誤記であって、その背後にある星宿の配当も睡虎地『日書』の系統と同じである可能性は残されている。その場合は、最初に示したような形で放馬灘秦簡の書写年代を絞り込む資料としてここに記された干支を用いることはできなくなる(注16)。ただ、これを誤記とするのが妥当であるかどうかはなお検討の余地があろう。写本に誤写はつきものであるが、安易に誤記説を取ることは資料の恣意的な読みにつながるおそれがあるからである。論者としては誤記説を取らず、この干支が海老根説を支持するものと考えたいのであるが、この考えの是非については諸賢の判断を仰ぐことにしたい。

注

(1)　甘粛省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡』(中華書局、2009年)。以下、「報告書」と略す。

(2)　報告書の釈文では「乙丑」に作るが、ここでは晏昌貴「天水放馬灘秦簡乙種《日書》分篇釈文（稿)」(『簡帛』第５輯、2010年）および『秦簡牘合集――釈文注釈修訂本（肆)』（武漢大学出版社、2016年、48頁）の釈文による。この部分は報告書22頁の写真では模糊

としているものの『日書』乙種簡81壹の「乙」「己」字あたりと比較してみればこれが「乙」字ではなく「己」字であることがわかる。

(3)　ここでは工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、1998年、136頁）に従って誤記等を改めた形で引用する。ただし、十月の部分で「二旬九日」を補うのには従っていない。なお、ここでの簡番号は工藤書が用いる『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、1981年）のそれではなく、『秦簡牘合集――釈文注釈修訂本（貳）』（武漢大学出版社、2016年）のそれを用いる。

(4)　注２所掲の『秦簡牘合集（肆）』を指す。この書の概述（６頁）には「本書図版沿用《天水放馬灘秦簡》一書所用的常規照片、並選用一部分效果較好的紅外影像」とある。放馬灘秦簡の赤外線による調査については報告書128頁および163頁にも言及があるものの、後者（「後記」）では「二〇〇八年六月、在察看竹簡保存情況時，将一枚原未編号、肉眼看不見字迹的竹簡利用紅外綫儀試看時，発現有字，並能識読，故以補録，編号《日書》乙種第一七二号，惜只有文字，無照片。此以注之」と言われており、この段階では赤外線写真は撮られていなかったようである。孫占宇「放馬灘秦簡日書“星度”篇初探」（『考古』2011年第４期）の図一にはこの簡の赤外線写真が載せられており、同氏が「最近因参加教育部“秦簡牘的綜合整理与研究”項目之便、我們対該批竹簡進行了紅外綫照相、所得図版（図一）較為理想」と説明されていることよりすれば、この項目において赤外線写真が撮られたものと思われる。注２所掲の晏氏釈文、および『秦簡牘合集（肆）』ともに、この項目の成果であるとされている。

(5)　拙稿「秦暦復元をめぐる一考察」（『中国出土資料研究』第18号、2014年）の「附表」参照。秦暦はいまだ確定されていないが、その不確定要素を考慮しても、始皇帝の代で八月四日が己丑となるのはこの年以外ない。なお、始皇帝以前および漢初では、秦昭王五十九年（－248）、漢恵帝四年（－191）の八月四日が己丑となる。

(6)　海老根量介「放馬灘秦簡鈔写年代蠡測」（『簡帛』第７輯、2012年）。

(7)　他、九店楚簡『日書』簡78にもこの配当が残されているが（『九店楚簡』中華書局、2000年参照）、夏暦に換算した場合の六月から八月の部分の文字が確定し難いのと、十一月、十二月の部分を欠いていることから、本論では考察の対象から除外する。この配当では九月を房20、十月を心21としており、両者が隣接することからいずれかの星宿が誤写されていると考えられるが、九月が氐19の誤写であるならば、②の系統に属する可能性が高いと思われる。

(8)　これは太陰暦には存在しない31日の月が表１にあることからすでに明らかである。

(9)　王氏論文によれば、各月への星宿の配当の違いの理由を、観測地による違い、観測年代による違い、太陰暦の影響による違いに求める説があるようであるが、それらの説が成立し難いことについては王氏論文がすでに論じている。

(10) 汝陰侯二十八宿盤の数値は王健民・劉金沂「西漢汝陰侯墓出土円盤上二十八宿古距度的研究」(『中国古代天文文物論集』文物出版社、1989年）の復元による。放馬灘『日書』の数値は孫占宇・魯家亮『放馬灘秦簡及岳麓秦簡《夢書》研究』(武漢大学出版社、2017年）第二章第二節「《星分度》的距度系統及相関問題」による。

(11) 王氏はその「表七、二十八宿古星度表」において箕宿の星分度を10度1/4に誤っているが、ここでの検討においてはこれは誤差の範囲にすぎない。なお、『開元占経』巻六十自注の「(箕) 古十度。又十一度四分之一」の11度1/4は『淮南子』天文篇の値を記したものであり、「古度」における二つの値を記したものではない。

(12) これは実際にはどの月に31日を配するかによって調整可能である。なお、ここで議論されているひと月は一太陽年を12に分けたものであり、太陰暦におけるひと月（一朔望月）ではない。王氏論文参照。

(13) 王念孫『読書雑志』淮南内篇弟三「十二月日所建之星」条。

(14) 殷滌非「西漢汝陰侯墓的占盤和天文儀器」(『考古』1978年第５期)。ただし、ここでは図版のより鮮明な王氏論文の図一より転載した。簡帛資料にみえる類似の図については、たとえば陳侃理「北大漢簡所見的古堪輿術初探及補説」(谷中信一編『中国出土資料の多角的研究』汲古書院、2018年）参照。

(15) たとえば拙稿「帛書『刑徳』小考」(『中国思想における身体・自然・信仰――坂出祥伸先生退休記念論集』東方書店、2004年）の図４参照。

(16) 放馬灘『日書』が八月における心宿の配当日を誤っていたとしても、「八月四日己丑」の干支それ自体は正しいものである可能性もあろう。

【付記】本論はJSPS科研費16K02157（代表者：名和敏光）による成果の一部である。